存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第３節　保険

１　更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である本件船舶を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について質権又は譲渡担保権を併せ有する場合には、前記第３章第１節第２、２の定めに従い本件船舶の売却が完了するまでの間、同一の付保内容で順次更新し、又は実質的に同一の付保内容の新規契約を締結するものとし、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に前記に従い更新又は新規に締結した保険契約を含む。）に係る請求権についての質権又は譲渡担保権は存続する。

２　上記質権又は譲渡担保権は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。

３　前記の保険契約の目的である本件船舶について保険事故等が発生した場合、管財人の選択により、その保険金を罹災船舶の復旧のために用いることができる。この場合、管財人は、復旧した物件（復旧のために取得した物件を含む。以下同じ。）を目的とする保険契約に基づく保険金請求権に従来と同一の質権又は譲渡担保権を設定する。当該保険金を罹災船舶等の復旧に用いなかった場合は、管財人は、当該保険金を本件売却代金とみなして、第３章第１節第２の定めに従い船舶更生担保権の弁済を行うものとする。なお、この場合、第３章第１節第２、３に定める本件船舶の売却に伴い更生会社が負担する諸経費を、保険金請求に伴い更生会社が負担する諸経費と読み替えて、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金の額を算定するものとする。

第４節　登記等の費用

本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税その他の費用（日本国内のものに限らない。）は、更生会社が負担する。

第８章　更生会社の措置

第１節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限

株主は、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、その他法律上の株主の権利の一切を失う。

第２節　役員の構成

現役員は、更生計画認可決定日に、すべて退任する。新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。

第３節　更生会社の解散等

第１　更生会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。

第３　清算人の任期

清算人の任期は、清算の結了までとする。

第４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３７号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1535・エス・エイ

１　決定年月日　平成29年１月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　清算型更生計画

更生会社は、傭船契約を維持継続しながらも、時機をみて、更生会社が保有する船舶（船舶名ユナイテッド・リバティー（UNITED LIBERTY）、船種バルク船、船籍パナマ共和国。以下「本件船舶」という。）を売却し、更生担保権の弁済を行う。本件船舶以外の資産についても、適宜換価処分を行い、共益債権等を控除した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。

２　更生担保権

本件船舶に係る担保権については、担保の目的である本件船舶を売却処分し、その売却代金から売却に要する諸経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。

３　一般更生債権

⑴　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

管財人（保全期間中は保全管理人）は、株式会社商工組合中央金庫（以下「金融債権者」という。）との間で、平成27年11月11日付けで東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、預金の相殺猶予、質権設定・一部解除等に関する合意（その後になされた修正を含めて、以下「本件相殺猶予合意」という。）を締結し、本件相殺猶予合意時点において金融債権者に預け入れていた更生会社名義の預金（利息を含む。）相当額で、金融債権者の指定する別段預金（以下「本件別段預金」という。）に送金された額について相殺猶予を受け（以下、相殺猶予を受けた金額相当額を「相殺猶予相当額」という。）、その一部について質権解除を受けることにより、更生会社の事業の遂行及び管財業務の遂行に必要な資金を調達した。本件相殺猶予合意は、金融債権者に相殺の合理的期待が認められ、法律上も相殺可能な預金に関して、更生会社の資金繰りを支えるために、直ちに相殺をせずに更生会社にて利用することを認めるものであり、実質的には更生会社の資金繰りを支えるために管財人（保全期間中は保全管理人）が行った借り入れと評価すべきものである。

もっとも、相殺猶予相当額の一部は、更生手続開始の申立てに近接した平成27年11月５日に送金されており、金融債権者に相殺の合理的期待が認められるかが必ずしも明らかではなく、管財人（保全期間中は保全管理人）がこれを更生会社の資金繰りに利用した場合に、実質的に管財人（保全期間中は保全管理人）が行った借り入れと評価し得るか問題がある（以下では、相殺猶予相当額のうち、平成27年11月５日に送金された預金を「直前送金預金」といい、その余を「相殺対象預金」という）。

そこで、金融債権者の一般更生債権の相殺猶予相当額のうち、相殺対象預金に相当する額については、本件別段預金の残金及び第３章第１節第２、３記載の更生協力金等を原資として、免除を受けずに弁済する。